

01 背景・経緯

- 旧徹明小学校は2017年3月に閉校。現在は徹明さくら小学校の一部。
- 跡地活用に関して、市は、中期的には現校舎を教育施設として、長期的には小中一貫校なども含め様々な検討が必要と明示。
- 中期的活用に関しては、市及び教育委員会主催の会議、地元からの意見などを踏まえ、様々検討してきた。
- これらの検討を踏まえ、教育委員会として**中期的活用に係る基本的な考え方を「基本方針(案)」**として取りまとめこのたび提示する。



02 跡地の概要

- 立地：岐阜市金宝町4-1 (JR岐阜駅から徒歩約15分)
- 用途地域：第2種住居地域 (市中心市街地活性化基本計画区域内)

<主たる校舎(北舎)>

- 建築：昭和54年(築40年)
- 構造：RC造4階建て
- 延床面積：4,260㎡



03 跡地活用の方向性

- 市教育委員会と地元が取り交わした「確認書」を踏まえ、市長定例記者会見や市議会答弁、地元協議を経て方向性を提示

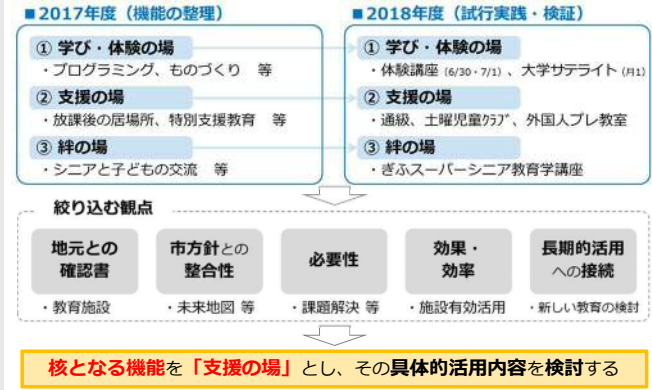
中期的：現校舎を教育施設として活用

長期的：小中一貫校など、様々な検討(現校舎の建替え時期)

確認書(中期的活用)：子どもたちの夢や志を育てる施設や地域の方々の生涯学習を支援する施設等を検討

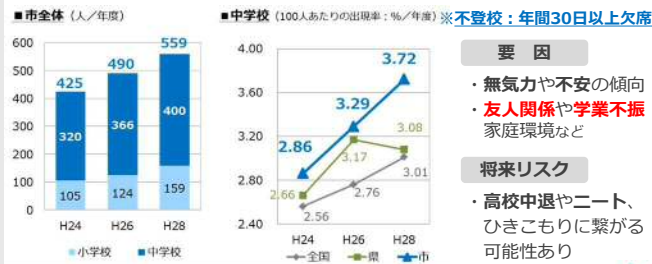
04 中期的活用に係る協議、核となる機能の整理

多様な声を聴き整理した3つの機能を試行実践 → 機能の絞り込み



05 一方、市の教育が抱える課題、対策の方向性

全国的にも**解決が急務な喫緊の課題**であり、市でも対策を講じているが、**不登校児童生徒(特に、中学生)の多さ・増加傾向**が課題



既存の取組み：学校とエールぎふが連携し、児童生徒や保護者へ手厚い支援 ⇒ 支援人材の継続配置や専門職の新たな配置等、更なる充実へ

新たな取組み：[国] 不登校児童生徒の支援強化のため「教育機会確保法」制定 ⇒ 具体的取組みの一つに、「不登校特例校」を明示

06 不登校特例校について

- 学校教育法施行規則に基づき、**不登校児童生徒**を対象とする**特別の教育課程を編成して教育を実施する学校**(文科相が指定) ⇒ 少人数指導や特色ある教育、個に応じた学習・体験が可能に!
- 指定校数：全国で12校(うち公立5校、2019.4.1現在)

岐阜市版の検討：岐阜市立中学校(全校生徒40名程度、市内全域から通学) 在籍校に通えない生徒：“エールぎふ”とともに選択肢になる “エール”との併設も考えられるが、総合的に判断し、徹明小跡地へ

07 跡地活用と市の教育が抱える課題解決の連関

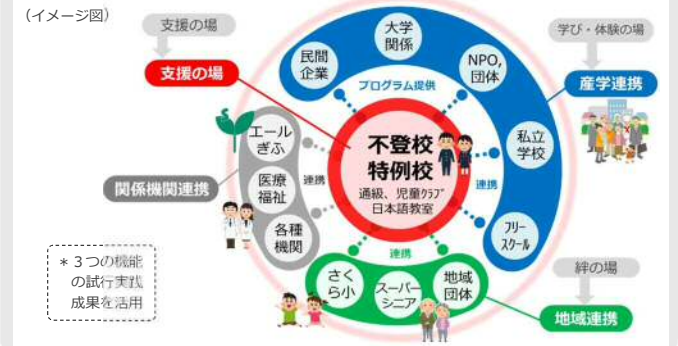
2つの視点から検討推進。跡地での**特例校設置**について検討へ



08 活用の基本方針(コンセプト、機能)

支援の場を中心に据え、試行実践を活かした**産学・地域連携**を推進

不登校特例校を核とした多世代が集い、ひびきあう**新たな学び場**



09 スケジュール

2021年4月の**特例校開校**を目指し、取組み推進

	2019年度	2020	2021
市・市教委	方針案協議、調整、決定	市教委規則改正(通学区域、公印等)	
地元関係	(方針案説明) 方針案協議	定期的・継続的協議	
議会関係	方針案協議	議決(学校設置条例改正)	
市の会議等	パブリックコメント ● 総合教育会議(協議)	通学区域審議会(通学区域設定)	開校
県教委関係	情報共有、財産処分手続き など	学校設置届提出	教職員配置
文科省関係	特例校申請協議、指定		
開校準備	予算・人員要求、措置手続	施設整備、校名検討、入学説明会など(九休校)	

*長期：小中一貫校等含め様々な検討を継続